

広報



小坂町新型コロナウイルス
感染症対策
本部 (Tel.29-3901)

臨時配布号

令和2年4月22日
発行

新型コロナウイルスの 感染拡大による緊急事 態宣言について

人の往来が増えるゴールデンウィークを控え、さらに感染拡大が懸念されることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発出されました。

町民の皆様には多くのご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの危機を一刻も早く終息させるため、次の点に十分に注意されるようお願いいたします。

緊急事態措置の期間 令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで

①不要不急の外出はしない

- ・県外へは真にやむを得ない場合を除き出かけない。
- ・生活に欠かせない買物などを除き、不特定多数の人と出会う場所へは行かない。
- ・特に都市部において、多くの人と接触するような場所への外出は避ける。

②県外からの帰省・訪問を控えてもらう

- ・東京圏など県外からのお子さんや親戚などの帰省・訪問は遠慮していただく。
- ・来県した人は健康観察し、すぐに人に会わず、家族でも接触や会話を最小限にする。

③人との接触を最小限に

- ・換気の悪い密閉空間、多数の人が集まる密集場所、間近で会話する密接場面の「3密」を避ける。
- ・多人数の会合・懇談・集会などは行わない。
- ・屋内外とも、人との間隔を広くとり、会話も最小限にする。

④隠れた感染者が多い若者は自重した行動を

- ・若者は感染しても症状が出ない場合があるため、若者同士の集団行動はしない。
- ・ご高齢の方については、家族であっても帰省した若者との接触に注意する。

⑤こまめな手洗いを

- ・外出時にはマスクを着け、帰宅時をはじめこまめに手洗いをを行う。

⑥咳エチケットを守る

- ・ハンカチやティッシュペーパー、袖等で口を覆う「咳エチケット」を守る。

⑦いきなり医療機関に行かない

- ・熱や咳など異常を感じた際には、直接に医療機関に行かず、「あきた帰国者・接触者相談センター(コールセンター)」に電話する。

あきた帰国者・接触者
相談センター(コールセンター)

TEL018-866-7050

24時間対応

TEL018-895-9176

9時～17時対応